

令和4年（ワ）第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告 サファリ・ディマン・ヘイダーほか1名

被告 国

## 求釈明申立書

2022年5月27日

東京地方裁判所民事第26部乙合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 雅 子ほか

原告らは、被告の答弁書に対して、下記のとおり釈明を求める。

### 記

- 1 原告が訴状において「被告によれば、退去強制手続の対象者はすべて収容されることが原則であり（原則収容主義、全件収容主義）、後述のとおり、国際法上求められる合理性・必要性・比例性は収容の要件ではない」と主張したのに対し（訴状5頁）、被告は、「『退去強制手続の対象者はすべて収容されることが原則であり』との点は認め、『国際法上求められる合理性・必要性・比例性は収容の要件ではない』との点は争う」と認否しているが（答弁書13頁）、
  - (1) 国際法上、入管収容には合理性・必要性・比例性が求められていること自体は認めるという意味か。
  - (2) 「国際法上求められる合理性・必要性・比例性は収容の要件ではないとの点を争う」趣旨は、次のうちいずれか明らかにされたい。
    - ア 被告は、国際法上は合理性・必要性・比例性が収容の要件として求められているが、日本における入管収容の要件としては、合理性・必要性・比例性は不要であると主張するものか。その場合、その具体的内容を明らかにされたい。

イ 被告は、国際法上求められる合理性・必要性・比例性は日本における収容の要件としても必要であり、日本の入管法に、その定めがあると主張するものか。

その場合、その根拠となる日本の入管法の条文を明らかにされたい。

ウ 被告は、国際法上求められる合理性・必要性・比例性は日本における収容の要件としても必要であり、日本の入管法は、国際法上求められる合理性・必要性・比例性を収容の要件として規定していないが、日本の入管実務が、国際法上求められる合理性・必要性・比例性を収容の際に要件として考慮していると主張するものか。その場合、その具体的根拠を明らかにされたい。

エ その他（その具体的内容を明らかにされたい）

2 被告は、自由権規約の国内法的効力について、原告がその主張の根拠としている文献に当該記載があることを認め、「その余は知らないし争う。」とするのみで、被告の主張を明らかにしていない（答弁書21頁）。

そこで、自由権規約の国内法的効力についての被告の見解を明らかにされたい。

3 被告は、「収容の目的の一つに在留活動の禁止が含まれる」と主張する（答弁書44頁23行目等）。

ここでいう「在留活動」とは何か、定義を明らかにされたい。

4 被告は、自由権規約9条1は、「法律に定める理由及び手続によらない自由の剥奪を禁じていると解される」と主張する（答弁書51頁）が、

(1) 収容が法律に定める理由及び手続による限り、自由権規約9条1違反は生じない、という意味か。

(2) 「解される」とする根拠は何か。

以上